

新富町立中学校部活動指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図るため、新富町立中学校（以下「学校」という。）に部活動指導員（以下「指導員」という。）を配置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 指導員は、指導するスポーツ又は文化活動に係る専門的な知識、技能等を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、新富町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指導員の任用を希望する学校の校長（以下「校長」という。）の意見を聴いて任用するものとする。

2 教育委員会は、指導員が職務を遂行できなくなったとき又は指導員としてふさわしくないと認めたときは、これを解職することができる。

(職務)

第3条 指導員は、学校の部活動の指導方針及び指導計画に基づき、校長の指導監督の下で、次の各号に掲げる職務を行うことができる。なお、これらの職務を教諭等が行うことを妨げるものではない。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 用具・施設の点検・管理
- (4) 部活動の管理運営（会計管理等）
- (5) 保護者等への連絡
- (6) 年間・月間指導計画の作成

指導員が作成する場合には、学校教育の一貫である部活動と教育課程との関連を図る等必要に応じて教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること。

- (7) 生徒指導に係る対応

指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。

- (8) 事故が発生した場合の現場対応

指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、必ず教諭等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

- (9) 教育委員会が指定する研修会等への参加
- (10) その他、校長の指示する部活動の指導業務

2 指導員は、当該部活動の顧問である教諭等や前項の当該部活動を担当する教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図らなければならない。

(任用期間)

第4条 指導員の任用期間は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間内で教育委員会が定めるものとする。

(勤務条件)

第5条 指導員の勤務は、1週当たり6時間以内とし、年間210時間以内とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、1週当たり6時間を超えて勤務することができる。

(服務)

第6条 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、その職務上の命令に従い、かつ、その注意力のすべてを職務遂行のために用いなければならない。

2 指導員は、その信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指導員の設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する